

平成24年度第2回
神戸市都市計画審議会会議録

平成24年11月19日

平成24年度 第2回 神戸市都市計画審議会

1 日時 平成24年11月19日（月） 午前10時00分～午前10時58分

2 場所 神戸市役所1号館28階第4委員会室

3 出席委員 (22人)

(1)学識経験者

加藤 恵 正	西 口 寿 雄
野崎 瑠 美	藤 田 一 郎
山 下 淳	

(2)市会議員

前 島 浩 一	横 畑 和 幸
大 寺 まり子	平 野 章 三
橋 本 健	沖 久 正 留
菅 野 吉 記	金 沢 はるみ
赤 田 勝 紀	岡 島 亮 介
大 石 よしのり	

(3)国及び兵庫県の行政機関の職員

谷 本 光 司（代理 板 垣 勝 則）
吉 本 知 之（代理 佃 幹 夫）
山 本 範 雄（代理 角 田 正 文）

(4)市民

川 端 弘 三	神 崎 潔 子
---------	---------

(5)臨時委員（学識経験者）

星 野 敏

4 議事

- 第1号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について (神戸市決定)
(垂水7生産緑地地区ほか7地区)
- 第2号議案 神戸市景観計画の変更について (景観法付議)
- 第3号議案 一般廃棄物処理場の敷地の位置について (建築基準法付議)
(東灘区向洋町東2丁目)
- 第4号議案 一般廃棄物処理場の敷地の位置について (建築基準法付議)
(兵庫区遠矢浜町)

第5号議案 一般廃棄物処理場の敷地の位置について
(西区見津が丘6丁目)

(建築基準法付議)

5 議事の内容 別紙のとおり

1. 開会

○加藤会長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから平成24年度第2回神戸市都市計画審議会を開会いたします。

まず事務局から、委員のご紹介と定足数の確認をお願いいたします。

2. 委員紹介・定足数の確認

○油井計画部長

お手元の委員名簿をご参照ください。

今回、委員となりました市会議員委員の皆様をご紹介します。

前島委員です。

○前島委員

前島です。よろしくお願いいたします。

○油井計画部長

横畑委員でございますけれども、少し遅れられています。

大寺委員です。

○大寺委員

よろしくお願いいたします。

○油井計画部長

平野委員です。

○平野委員

よろしくお願いいたします。

○油井計画部長

坊委員でございますけれども、本日ご欠席でございます。

橋本委員です。

○橋本委員

よろしくお願いいたします。

○油井計画部長

沖久委員です。

○沖久委員

よろしくお願いいたします。

○油井計画部長
菅野委員です。

○菅野委員
よろしく申し上げます。

○油井計画部長
金沢委員です。

○金沢委員
よろしく申し上げます。

○油井計画部長
赤田委員です。

○赤田委員
よろしく申し上げます。

○油井計画部長
岡島委員です。

○岡島委員
よろしく申し上げます。

○油井計画部長
大石委員でございます。

○大石委員
おはようございます。よろしく申し上げます。

○油井計画部長
ご異動で新しく委員となられました方をご紹介します。

国土交通省近畿地方整備局長の谷本委員、本日は、代理で板垣兵庫国道事務所副所長がご出席でございます。

○板垣兵庫国道事務所副所長
板垣でございます。

○油井計画部長
今回の審議会では、臨時委員を委嘱させていただいております。

第1号議案の生産緑地地区の変更についてご審議いただきます、星野委員です。

○星野委員
星野でございます。よろしく申し上げます。

○油井計画部長
次に定足数でございます。

神戸市都市計画審議会条例第5条第2項の規定によりまして、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上の出席により、会議が成立することになっております。委員

の総数は27名、臨時委員が審議に加わる案件では28名ですので、定足数は14名となります。本日は、現在のところ委員21名に出席いただいておりますので、会議は有効に成立しております。以上でございます。

3. 会議録署名委員の指名

○加藤会長

本日の会議録署名委員ですけれども、藤田委員と山下委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

4. 議案審議

(第1号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について 垂水7生産緑地地区ほか7地区)

○加藤会長

それでは、議案の審議に入りたいと思います。本日は5件の案件でございます。

第1号議案、生産緑地地区の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

○林計画課長

それでは、議案計画書の4ページをお開きください。第1号議案、神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について、垂水7生産緑地地区ほか7地区、神戸市決定でございます。

まず、生産緑地地区の都市計画上の位置づけをご説明いたします。

前面スクリーンをご覧ください。

市街化区域内農地を「宅地化する農地」と「保全する農地」に区分し、このうち「保全する農地」を生産緑地地区として指定し、緑地やオープンスペースとして優れた農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ろうとするものです。

生産緑地地区の区域の変更及び廃止の理由には、農業の主たる従事者が死亡した場合や、農業に従事することを不可能にさせる故障に至った場合に行うことができる、農地の買い取り申し出に伴う場合と、公共施設等の設置に伴う場合、さらに、それらの廃止に伴い、残された部分の農地が、生産緑地地区指定の面積要件である500平方メートル以上を満たさなくなった場合などがあります。

まず、買い取り申し出について説明いたします。

生産緑地地区の都市計画決定の後、農業の主たる従事者が死亡した場合、または農業に従事することを不可能にさせる故障に至った場合には、生産緑地法に基づき、市に対して、

農地の買い取り申し出を行うことができます。買い取り申し出に対し、市が買い取りできない場合には、農業委員会に農地としての売買のあっせんを依頼します。そして、このあっせんが一定期間内に成立しない場合には、生産緑地地区としての土地利用の制限が解除され、農地以外の土地利用が可能となります。その結果、農地の適正な保全をすることが困難となるため、当該農地について、生産緑地地区の指定を廃止するものです。

次に、公共施設等の設置に伴う変更及び廃止について説明いたします。

公共施設等とは、道路や公園、河川、学校などです。「都市計画運用指針」では、生産緑地地区内の農地の全部または一部が公共施設等の敷地の用に供された場合には、当該部分を生産緑地地区から除外するための変更を行うこととされております。

今回の議案は、農業の主たる従事者の死亡等に伴い、農地の買い取り申し出がなされた結果、農地の適正な保全をすることが困難となった案件及び公共施設が設置された案件などについて、生産緑地地区の区域及び面積を変更または廃止しようとするものです。

議案計画書の5ページをお開きください。

今回の生産緑地地区の変更の概要をまとめております。この順に従いましてご説明いたします。

議案計画図の1ページをお開きください。あわせて、前面スクリーンをご覧ください。

既決定の区域を灰色、廃止する区域を黄色で表示しております。垂水7生産緑地地区の廃止です。

位置は、垂水区下畑町の塩屋多井畑線の北側、塩屋谷川の東側にあります。垂水7生産緑地地区は、農地の適正な保全をすることが困難となるため、廃止いたします。

議案計画図の2ページをご覧ください。

有野60生産緑地地区の変更、有野61生産緑地地区の廃止です。位置は、北区有野町有野で、有野川の東側、神戸電鉄三田線の西側です。有野60生産緑地地区は、農地の適正な保全をすることが困難となるため、黄色の区域を廃止することに伴い、区域と面積を変更いたします。

有野61生産緑地地区は、地区面積650平方メートルのうち、前面スクリーンで示します北側の三角形の部分の農地462平方メートルについて、農地の適正な保全をすることが困難となること、加えて、残る南側の東西に細長い農地188平方メートルについては、生産緑地地区の面積要件の500平方メートル以上を満たさなくなることから、有野61生産緑地地区全体を廃止いたします。

議案計画図の3ページをお開きください。

道場21、22生産緑地地区の変更です。位置は、北区道場町日下部で、神戸電鉄三田線、道場南口駅の東側、有野川の西側です。道場21、22生産緑地地区は、農地の適正な保全をすることが困難となるため、黄色の区域を廃止することに伴い、区域と面積を変更いたします。

議案計画図の4ページをご覧ください。

八多23生産緑地地区の変更です。位置は、北区八多町下小名田で、八多道場線の東側、北神中央線の北側にあります。八多23生産緑地地区の変更は、八多保育園を拡張することに伴うものであり、公共施設の敷地の用に供されたため、黄色の区域を廃止することに伴い、区域と面積を変更いたします。

議案計画図の5ページをご覧ください。

玉津113生産緑地地区の廃止です。位置は、西区玉津町新方で、明石川の東側、玉津島羽線の南側です。玉津113生産緑地地区は、農地の適正な保全をすることが困難となるため廃止いたします。

議案計画図の6ページをお開きください。

北別府45生産緑地地区の変更です。位置は、西区北別府1丁目で、伊川の北側、明石伊川谷線の南側です。北別府45生産緑地地区は、農地の適正な保全をすることが困難となるため、黄色の区域を廃止することに伴い、区域と面積を変更いたします。

議案計画書の5ページにお戻りください。

以上の変更により、神戸市全体の生産緑地地区は、変更前後対照表に記載しておりますとおり、変更前の517地区、面積約111.93ヘクタールから、514地区、面積約110.80ヘクタールになります。

なお、本案を平成24年10月16日から30日までの2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

説明は以上です。

○加藤会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ありましたらご発言いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○赤田委員

生産緑地区の変更に伴って、神戸市内の農地がどんどん減っていくということは非常に残念な気がしてなりません。ちょうど垂水区のこの部分について、本人から買い取りの申し出があったと事前にお聞きしましたが、これについて素朴な疑問なのですが、神戸市として買い取らない方針をとったのは、なぜなのでしょう。

○林計画課長

先ほどもご説明しましたが、生産緑地法では、買い取り申し出制度を認めておりまして、この買い取り申し出があった場合に、市が買い取らない旨の通知をした場合、農業委員会に農地としての売買のあっせんを依頼する、こういう定めがなされておるわけでございます。

生産緑地の指定要件には、生産緑地法第3条で、公害または災害の防止、あるいは農林漁業との調和した都市環境の保全等、良好な都市環境の確保に相当の効用があり、かつ、

公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものという定めがあるわけですが、先ほど申しましたように、法律としては、神戸市に買い取りを請求して、その場合、買い取らない場合というのを想定しているということです。必ずしも公共施設として全てを取得することを義務づけているわけではございません。神戸市としましては、買い取り申し出があった場合、例えば道路や公園など、公共施設の用に供する予定があるかという照会を庁内の各部局にいたしまして、その返答をもって、神戸市の意思としておるということでございます。

今回の場合、公共用地として買い取るという部局がございませんでしたので、神戸市としては買い取らないという返事をさせていただいたということでございます。

○赤田委員

過去にもこういうケースがいろいろあったかと思うのですが、買い取ったケースもあったのではないかと思うのですが、要するに買い取るメリットがないということですか。

○林計画課長

過去の事例についてでございますけれども、神戸市が買い取った事例というのはございません。

○赤田委員

いずれにいたしましても、本人からも同意を得たと聞いていますから、別に議案に反対するわけではないのですが、やはり神戸市は、他の政令市にはない、農業が割合盛んなところですから、それがどんどん減っていくということを食いとめるためには、行政としてもっと積極的に農業保全の立場をとることが私は必要だと考えます。

以上です。

○加藤会長

ほかに何かご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、第1号議案、神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について、垂水7生産緑地地区ほか7地区、神戸市決定です。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長

ありがとうございます。

(第2号議案 神戸市景観計画の変更について)

○加藤会長

そうしましたら、第2号議案に移らせていただきます。

神戸市景観計画の変更について、事務局のほうからお願いいたします。

○林計画課長

それでは、第2号議案、神戸市景観計画の変更についてでございます。

議案計画書の8ページをお開きください。

一番下の参考に、景観計画の変更に関する景観法の条文の抜粋がございます。同様のものを前面スクリーンにお示ししております。

景観法第9条第2項に、景観行政団体は、景観計画を定めようとしているときは、都市計画区域にかかる部分について、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければならないと定められており、同条第8項に、景観計画の変更についても、この規定を準用することとなっています。

このため、今回、神戸市景観計画の変更について、本審議会に付議するものでございます。

議案計画書の9ページをご覧ください。あわせて前面スクリーンをご覧ください。

神戸市景観計画の概要でございます。神戸市景観計画では、1. 景観計画の区域、2. 良好な景観の形成に関する方針、3. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、4. 景観重要建造物の指定の方針、5. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項、を定めております。この計画は、平成18年2月1日に策定をしており、平成22年7月1日に都心部での眺望景観の誘導基準を追加する変更を行っておるところでございます。

前面スクリーンをご覧ください。景観計画の区域として、現在7区域を指定しております。今回の変更は、その中の区域5の須磨・舞子海岸都市景観形成地域に係る景観計画の変更を行うものでございます。

それでは、今回の変更の内容につきまして、まちのデザイン室長から説明させていただきます。

○橋田まちのデザイン室長

こんにちは。都市計画総局計画部まちのデザイン室長の橋田でございます。

今回の神戸市景観計画の変更でございますが、神戸らしい眺望景観の形成のための誘導基準（須磨海浜公園）の策定に伴いまして、須磨・舞子海岸都市景観形成地域におきまして、誘導基準を追加するものです。

まず、眺望景観形成施策の概要につきましてご説明をいたします。

別冊資料1の1ページをご覧ください。

神戸は、神戸港と六甲山の山並みが市街地と一体となった景観や、西北神地域の豊かな自然と田園集落の風景など、変化に富んだすばらしい眺望景観に恵まれており、これらは、神戸のまちの魅力の重要な要素の一つとなっております。

本市では、神戸らしさを生かした新たな都市戦略として、神戸のすばらしい資源や魅力をデザインの視点で見つめ直し磨きをかける「デザイン都市・神戸」を推進しており、そ

の取り組みの一環として、すぐれた眺望景観を次世代へ引き継いでいくため、新たな規制・誘導施策を実施しております。

これまで、平成20年2月に市民公募をもとに「神戸らしい眺望景観50選、10選」を選定し、平成22年7月から都心部の2地区で新築する建物などについて、高さや幅の規制誘導を実施しております。

都心部での規制誘導を踏まえまして、このたび、「神戸らしい眺望景観50選、10選」の中でも、阪神間に唯一残る自然海岸として、松林を背景に広大な砂浜が続き、須磨海浜水族園から鉢伏山までを見渡すことができる、「須磨海浜公園」からの眺望景観を保全するため、平成23年12月から神戸市都市景観審議会での審議、市民意見公募を行ってまいりました。

その結果を踏まえまして、須磨海浜公園からの眺望景観形成のための建物の高さや形態意匠の誘導を行います。

続きまして、須磨海浜公園からの眺望景観形成の考え方をご説明いたします。

資料1の2ページをお開きください。同様のものを前面スクリーンにもお示ししております。

須磨海浜公園から松林や山並みを眺める「見晴らし型眺望景観」として、一つ目は、鉢伏山から鉄拐山にかけての山並み景観を保全するため、建築物等の高さや形態意匠、屋外広告物に関する誘導基準を設けます。

二つ目は、松林越しの見晴らしにつきまして、松林の景観が乱されないよう、国道2号沿いの建築物等の形態意匠や屋外広告物に関する誘導基準を設けます。

眺望景観形成の対象範囲につきましてご説明いたします。

資料1の3ページをお開きください。同様のものを前面スクリーンにもお示ししております。

一つ目の鉢伏山から鉄拐山にかけての山並み景観の対象範囲は、眺望景観形成区域①となります。また、二つ目の松林越しの見晴らし景観の対象範囲は、眺望景観形成区域②となります。

まず、区域①につきましてご説明をいたします。図面に眺望点を記載しておりますが、須磨海浜公園南側の広場の中央部を眺望点に設定しております。そこから西の鉢伏山や鉄拐山を望む眺望景観につきまして、規制誘導を行う区域を設定しております。

図面の下の写真で、右のほうにいわゆる赤灯台、旧和田岬灯台が写っておりますが、その中心線を上に延長いたしまして、山の稜線と交わる点、この点と左のほうの海づり公園の根元を直線で結ぶ赤い線を基準線といたします。この基準線と眺望点を結んだ面を基準面とし、これを水平に投影した範囲を、上の図で眺望景観形成区域①としております。

なお、区域①は、①-aと①-bに分かれておりますが、①-bは、ちょうど鉢伏山の山麓部に広がっている市街地でございます。

二つ目の松林越しの見晴らし景観の対象範囲です。前面スクリーンにも示しておりますが、3 ページの一番下の航空写真でお示しております区域②となります。シーパル須磨から須磨海浜水族園が続く範囲で、須磨海浜公園の遊歩道上から松林越しに北側を望む眺望景観を対象としております。

続きまして、具体的な誘導基準の内容につきましてご説明いたします。

資料1の4 ページ、表1をご覧ください。

まず、鉢伏山から鉄拐山にかけての山並み景観に係る区域①の誘導基準です。

区域①は、①-a と①-b に分かれておりますが、区域①-a では、建築物の高さが基準面を越えないこととし、各点の基準面の高さを算定式で示しております。また、区域①-a、①-b 共通基準として、建築物等の色彩基準を定めます。建物の外壁をアースカラーを基本とした、背景の緑に溶け込む色彩に誘導したいと考えております。

具体的な色彩につきましては、資料1の5 ページのカラーチャートで、下のほう、濃い茶色で囲んだ範囲となります。

ただし、自然素材等によって仕上げられる部分の色彩及び景観に寄与する色彩、そして外壁の一部に基準以外のアクセントカラーを使用する場合につきましては、この基準を適用しないこととしております。自然素材等の具体的な内容につきましては、資料1の6 ページに挙げております。

資料1の4 ページへお戻りください。

屋外広告物でございますが、区域①-a につきましては、屋外広告物は、建物や周辺環境との調和がとれた意匠とするものとし、区域①-b につきましては、屋上広告物を禁止し、その他の広告物は、建物や周辺環境との調和がとれた意匠とするものとしております。

続きまして、松林越しの見晴らし景観に係る区域②の誘導基準です。区域②では、建築物等の外壁の色彩につきましては、できるだけ背景の空に溶け込むような明度の高い色彩に誘導していきたいと考えております。

具体的な色彩につきましては、資料1の5 ページ、カラーチャートのうち、上側の薄いピンク色で囲んだ範囲となります。自然素材等を使用する場合など、基準を適用しない条件につきましては、区域①と同様です。

資料1の4 ページにお戻りください。

屋外広告物につきましては、松林越しの景観に配慮するため、屋上広告物を禁止し、その他の広告物は、建物や周辺環境との調和がとれた意匠とするものとしております。

ただし、表1の一番下の欄の中ほどにございますように、この誘導基準につきましては、以下のものを適用除外としております。

一つ目は、誘導基準の施行日に既に存在している建築物等、二つ目は、区域①-a における建築物等の高さ基準につきましては、都市計画に位置づけている特定街区、高度利用地区、都市再生特別地区、高さの最高限度を定めている地区計画・景観形成区域の建築物

等、三つ目は、神戸市が都市景観審議会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができると認める建築物等、これらにつきましては適用除外とすることとしております。

以上が、須磨海浜公園の眺望景観形成のための誘導基準の概要になります。

今回の景観計画の変更につきましては、この眺望景観形成のための誘導基準を、現景観計画の須磨・舞子海岸都市景観形成地域で定めている「規制又は措置の基準として必要な制限」に反映するため、必要な追加変更を行うものです。

建築物等の高さ規制及び屋外広告物に関する誘導基準が、既に須磨・舞子海岸都市景観形成地域の誘導基準の中に定められているため、今回の景観計画の変更に係る基準は、表1の太字で表記した建築物等の色彩に関する基準になります。

議案計画図の7ページをお開きください。同様のものを前面スクリーンにもお示ししております。

今回、誘導基準を追加いたします須磨・舞子海岸都市景観形成地域の区域です。

現景観計画の須磨・舞子海岸都市景観形成地域ですが、八つのゾーンに分かれております。このうち、東の「須磨海岸ゾーン」と「須磨浦ゾーン」の二つのゾーンが、今回の変更の対象となります。

続きまして、議案計画図の8ページをご覧ください。同様のものを前面スクリーンにお示ししております。

須磨・舞子海岸都市景観形成地域の中で、今回、誘導基準を追加、変更する対象範囲を網かけ部分で示しております。眺望景観形成区域 i として、先ほどの鉢伏山から鉄拐山にかけての山並み景観と、「須磨浦ゾーン」「須磨海岸ゾーン」が重複している範囲としております。また、眺望景観形成区域 ii として、松林越しの見晴らし景観と、「須磨海岸ゾーン」が重複している範囲としております。

前面のスクリーンをご覧ください。

現景観計画の須磨・舞子海岸都市景観形成地域の各ゾーンにおきましては、「規制又は措置の基準として必要な制限」として、ここに示しております各項目を誘導基準として定めておりますが、今回基準を追加いたしますのは左の一番下、赤字で示しております「⑧色彩」の項目になります。

議案計画書の6ページをご覧ください。同様のものを前面スクリーンにもお示ししております。

須磨・舞子海岸都市景観形成地域「須磨海岸ゾーン」と「須磨浦ゾーン」の別表2「規制又は措置の基準として必要な制限」の「⑧色彩」の項目につきまして、下の欄ですが、眺望景観形成区域内における、外壁の色彩の基準を設ける趣旨の文言を加えます。また、先ほどご説明しました、眺望景観形成区域 i 及び ii における外壁の色彩に関する具体的な基準を新たに別表2-1として追加するとともに、議案計画書7ページにございます別紙1自然素材等の定義についても追加いたします。

説明は以上です。

○加藤会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

そうしましたら、第2号議案、神戸市景観計画の変更について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長

ありがとうございます。

(第3号議案 一般廃棄物処理場の敷地の位置について 東灘区向洋町東2丁目)

○加藤会長

続きまして第3号議案に移りたいと思います。

東灘区向洋町東2丁目の、一般廃棄物処理施設の敷地の位置について、事務局のほうからお願いいたします。

○林計画課長

議案計画書の10ページをお開きください。

第3号議案、一般廃棄物処理施設の敷地の位置について説明をいたします。

本案件は、一般廃棄物処理施設の敷地の位置について、特定行政庁である神戸市長が建築基準法第51条のただし書きの規定に基づき、本審議会に付議するものでございます。

ページ下の参考に関係条文を記載しております。

建築基準法第51条では、都市計画区域内において、「卸売市場」、「火葬場」、または「と畜場」、「汚物処理場」、「ごみ焼却場」その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、または増築してはならないとされています。

ただし、特定行政庁が市の都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合には、新築や増築をすることができると定められております。

本市では、神戸市が設置する処理施設については都市計画決定を行い、民間事業者が設置する処理施設については特定行政庁の許可とすることとしておりますので、今回、建築基準法第51条のただし書きの規定に基づき、本審議会に付議するものでございます。なお、第4号議案と第5号議案につきましても、同様の理由により、本審議会に付議をするものでございます。

それでは、一般廃棄物処理施設の設置手続と計画内容につきまして、建築安全課長からご説明をいたします。

○熊田建築安全課長

都市計画総局建築指導部建築安全課長の熊田でございます。

今回の案件は、「一般廃棄物に該当する木くず」を破碎処理する施設の位置について、建築基準法第51条ただし書き許可を適用するものです。

一般廃棄物処理施設の設置手続についてご説明をいたします。

前面スクリーンをご覧ください。

一般廃棄物処理施設の設置にあたっては、まず、関係部局で構成する立地審査会を開催し、立地条件等の適合状況、隣接土地所有者等の同意等の取得状況、生活環境影響調査の内容等を審査し、都市計画審議会に付議することが適当と認められた場合、特定行政庁である神戸市長から一般廃棄物処理施設の敷地の位置について都市計画審議会へ付議され、都市計画審議会において、その敷地の位置が都市計画上、支障がないかを審議していただきます。

その後、建築基準法第51条ただし書き許可を経て、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「神戸市一般廃棄物処理施設指導要綱」に基づき、「一般廃棄物処理施設の設置許可」、「一般廃棄物処分業の許可」の手続が行われ、事業が開始されることとなります。

本事業者は、工業地域において、処理能力が1日あたり6トンを超える廃プラスチック類の破碎施設を設置するとして、平成18年7月に、建築基準法第51条ただし書き許可を取得し、同施設で産業廃棄物に該当する木くずの破碎も行っておりました。

その後、平成22年6月に、一般廃棄物処理施設である「容器包装プラスチック処理施設」の増設について、建築基準法第51条ただし書き許可を取得しております。

本事業者は、現在、廃プラスチック類及び「産業廃棄物に該当する木くず」の破碎並びに一般廃棄物である容器包装プラスチックの圧縮・こん包処理を行っておりますが、今回、既存の破碎施設を用いて、処理品目に「一般廃棄物に該当する木くず」を追加し、その処理能力が1日あたり28トンと、5トン以上であるため、新たに建築基準法第51条ただし書きの許可が必要となるものです。

なお、廃棄物処理法では、建設業、木製品製造業などから排出される木くずは産業廃棄物に、また、公園管理、造園業などから排出される木くずは一般廃棄物に分類されております。

次に、施設の概要でございます。

議案計画書の10ページをご覧ください。あわせて前面スクリーンをご覧ください。

名称は「一般廃棄物処理施設」、位置は東灘区向洋町東2丁目、面積は約1.4ヘクタールです。施設概要は、「一般廃棄物に該当する木くず」の破碎施設で、処理能力は1日あたり28トンです。事業者は大栄環境株式会社でございます。

議案計画図9ページ及び前面スクリーンをご覧ください。

位置図でございます。敷地を赤色で表示しております。六甲アイランドの北東部、阪神高速5号湾岸線、六甲アイランド北出入り口の東側でございます。

前面スクリーンは用途地域図でございます。敷地は工業地域に指定されており、敷地の南北は準工業地域に指定されております。

土地利用現況図でございます。赤枠で敷地を表示しております。紫色で表示しておりますのは「倉庫、自動車車庫」、青色は「工場」です。敷地周辺は、工場、倉庫等の土地利用となっております。また、当該敷地から最も近接した住宅までは、約450メートル離れております。

次に、配置図でございます。敷地境界線を青で表示しております。敷地の東側道路より木くずを搬入いたします。敷地の西寄りの工場棟に破砕機等の設備が設置されております。こちらで「一般廃棄物に該当する木くず」の破砕処理を行います。敷地の周囲には緑地を設けております。

施設の平面図でございます。搬入した木くずは、処理前物保管場所に保管し、破砕施設で破砕処理した後に、処理後物保管場所に保管し、車で搬出いたします。

処理工程図です。処理工程のフローと施設の写真を示しております。作業は全て屋内で行われます。木くずを搬入し、計量後、破砕機に投入、破砕をし、アルコール製造原料、または燃料用チップを製造するものです。

議案計画書の10ページをご覧ください。

「理由」でございます。当施設は、産業廃棄物処理施設の設置許可を受け、事業者が「産業廃棄物に該当する木くず」等を破砕処理し、再利用を行っておりますが、このたび、既存施設を用いて、処理品目に公園管理等に伴い発生する、「一般廃棄物に該当する木くず」を追加し、再利用を図るものです。当敷地は、工業地域に位置し、周辺は工場等の土地利用となっており、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと考えられるものでございます。

続きまして、立地審査会での審査の経緯、生活環境影響調査結果の概要、周辺同意の取得状況につきまして、環境局からご説明をいたします。

○北山環境局事業系廃棄物対策室施設担当課長

環境局事業系廃棄物対策室施設担当課長の北山でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、前面スクリーンをご覧ください。

立地審査会は平成24年9月10日に開催し、事業計画案、生活環境影響調査の実施状況、周辺同意等の取得範囲及び事業計画案に係る関係部局の回答について審査を行いました。

その結果、立地禁止区域に該当しないことなどを確認し、廃棄物の処理に係る申出書の手続に入ることを承認いたしました。

次に、平成24年11月5日に立地審査会幹事会を開催し、手続、申出書の内容、関係部局の回答、環境影響調査結果、周辺同意等の取得状況等を審査した結果、適切であることを確認しましたので、建築基準法第51条許可申請の手続に入ることを承認いたしました。

続いて、生活環境影響調査結果の概要についてご説明いたします。

一般廃棄物処理施設指導要綱では、既に稼働している産業廃棄物処理施設の一般廃棄物処理施設への転用にあたっては、既に設置されている施設の能力内の処理でございまして、環境への負荷の増加はないということから、新たな生活環境影響調査は求めておりません。

大栄環境株式会社につきましては、平成22年に一般廃棄物処理施設である容器包装プラスチック処理施設を増設する際に、既存の施設を含め、敷地内にあります全ての施設を対象に、生活環境影響調査を実施しておりますので、ここでは、その内容をお示しいたしません。調査項目は、大気質、騒音、振動、その他で、あわせて交通量についても評価しております。

まず、大気質につきましては、搬入出車両による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について予測を行っております。予測結果は、それぞれ搬入出車両による寄与分にバックグラウンドとして、六甲アイランドにおける実測値の濃度を加えた合計濃度を示しており、いずれも環境保全の目標を満足しております。

なお、搬入出車両は、最大稼働時を想定いたしまして、1日あたり336台としております。

次に、騒音についてですが、施設稼働による騒音については、敷地境界及び最近接民家を対象に予測をしており、いずれも環境保全の目標を満足しております。

搬入出車両による騒音影響については、予測結果が環境保全の目標を超えておりますが、予測対象道路における騒音は、現況で既に環境保全の目標を超えており、搬入出車両により現況を悪化させるものではないため、影響は軽微であると評価しております。

次に、振動につきましては、施設稼働及び搬入出車両、いずれにつきましても、環境保全の目標を満足しております。

交通量については、搬入出車両台数は往復で336台で、一般市道六甲大橋の現況の12時間交通量約5万4,000台の0.6%程度と、影響は軽微であると考えております。

最後に、周辺同意の取得状況でございます。

事業者は、産業廃棄物処理施設設置時に、産業廃棄物処理施設指導要綱に基づき、同意・協定の対象としている隣接土地・建物所有者等から同意を取得するとともに、協定を締結しております。また、要綱における同意・協定の対象外であるものの、事業者は独自に周辺自治会であります六甲アイランドシティ自治会から同意を取得するとともに、協定を締結しております。

今回の一般廃棄物処理施設への転用にあたっては、一般廃棄物処理施設指導要綱では新たな同意の取得等は求めておりませんが、事業者は、再度、これら同意取得先に対し説明

を行っており、特に意見はなかったと聞いております。

説明は以上でございます。

○加藤会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

そうしましたら、第3号議案、一般廃棄物処理施設の敷地の位置について、東灘区向洋町東2丁目、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長

ありがとうございます。

(第4号議案 一般廃棄物処理場の敷地の位置について 兵庫区遠矢浜町)

○加藤会長

そうしましたら、第4号議案のほうに移りたいと思います。

兵庫区遠矢浜町の一般廃棄物処理場の敷地の位置について、事務局からお願いします。

○熊田建築安全課長

では、議案計画書の11ページをお開きください。

第4号議案、一般廃棄物処理施設の敷地の位置、兵庫区遠矢浜町についてご説明をいたします。前面スクリーンをご覧ください。

一般廃棄物処理施設の設置手続についてでございますが、先ほどの3号議案と同一ですので、説明については省略をさせていただきます。

本事業者は平成23年7月に施設を設置し、現在、「産業廃棄物に該当する木くず」を破砕処理しております。「産業廃棄物に該当する木くず」の破砕施設については、工業地域または工業専用地域に設置する場合、その処理能力が1日あたり100トンを超える場合に、建築基準法第51条ただし書き許可の対象となっております。本施設は処理能力が1日あたり48.2トンであるため、平成23年の新設時には、同許可の対象ではございませんでした。今回、本施設における処理品目に、「一般廃棄物に該当する木くず」を追加し、その能力が1日あたり5トン以上であるため、初めて建築基準法第51条ただし書きの許可が必要となるものでございます。

議案計画書の11ページをご覧ください。あわせて、前面スクリーンをご覧ください。

名称は「一般廃棄物処理施設」、位置は兵庫区遠矢浜町、面積は約0.9ヘクタールです。施設概要は「一般廃棄物に該当する木くず」の破砕施設で、処理能力は1日あたり48.2トンです。事業者は藤定運輸株式会社でございます。

議案計画図10ページ及び前面スクリーンをご覧ください。

位置図でございます。敷地は兵庫区遠矢浜町のほぼ中央部にあり、赤色で表示しております。

用途地域図でございます。敷地及び敷地の周辺は、工業専用地域に指定されております。

土地利用現況図でございます。赤線で敷地を表示しております。赤色で表示しておりますのが「事務所」、紫色が「倉庫・自動車車庫」、青色は「工場」、茶色は「公共施設」を表しております。敷地周辺は、工場、倉庫、事務所等の土地利用となっております。

配置図でございます。敷地境界線を青線を表示しております。敷地の東寄りの建屋内に破砕機等の設備が設置されており、「一般廃棄物に該当する木くず」の破砕処理を行います。

施設平面図でございます。敷地の南部分の出入り口より木くずを搬入します。搬入した木くずは処理前物保管場所に保管し、破砕施設で破砕処理した後、処理後物保管場所に保管し、車で搬出をいたします。

処理工程図でございます。処理工程のフローと施設写真を示しております。作業は全て屋内で行われます。木くずを搬入し、計量後、破砕機に投入、破砕をし、ボードの原料、燃料用チップ、または堆肥の原料を製造するものでございます。

議案計画書の11ページをご覧ください。

「理由」でございます。当施設は、産業廃棄物処理施設の設置許可を受け、事業者が「産業廃棄物に該当する木くず等」を破砕処理し、再利用を行っておりますが、このたび、既存施設を用い、処理品目に公園管理等に伴い発生する「一般廃棄物に該当する木くず」を追加し、再利用を図るものでございます。当敷地は工業専用地域に位置し、周辺は工場等の土地利用となっており、その敷地の位置が都市計画上、支障がないものと考えられるものでございます。

続きまして、立地審査会での審査経緯、生活環境影響調査結果の概要、周辺同意取得状につきまして、環境局からご説明をさせていただきます。

○北山環境局事業系廃棄物対策室施設担当課長

それでは、前面スクリーンをご覧ください。

本案件につきましては、第3号議案と同様に審査を行っております。立地審査会は、平成24年9月10日に開催し、事業計画案等について審査を行い、立地禁止区域に該当しないことなどを確認し、廃棄物の処理に係る申出書の手続に入ることを承認しております。

次に、平成24年11月5日に立地審査会幹事会を開催し、環境影響調査結果等を審査した結果、適切であることを確認しましたので、建築基準法第51条許可申請の手続に入ることを承認いたしました。

続いて、生活環境影響調査結果の概要についてご説明いたします。

第3号議案と同様、本案件につきましても、産業廃棄物処理施設の一般廃棄物処理施設

への転用であり、既設の能力内で処理を行い、環境への負荷の増加がないということから、新たな生活環境影響調査は求めておりません。

藤定運輸株式会社につきましては、平成23年に産業廃棄物処理施設として木くずの破砕施設を設置した際に、既存の施設を含め、敷地内の全ての施設を対象に、生活環境影響調査を実施しておりますので、ここではその内容をお示しいたします。調査項目は、大気質、騒音、振動、その他で、あわせて交通量についても評価しております。

まず、大気質につきましては、搬入出車両による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について予測・評価を行っており、いずれも環境保全の目標を満足しております。なお、搬入出車両は、最大稼働時を想定して、1日あたり298台としております。

次に、騒音でございます。騒音につきましては、施設稼働及び搬入出車両いずれにつきましても、環境保全の目標を満足しております。

続きまして、振動でございます。振動につきましては、施設稼働及び搬入出車両、いずれについても、環境保全の目標を満足しております。

交通量については、搬入出車両台数は、往復で298台で、浜山通5丁目の市道の現況12時間の交通量約5,000台の5.9%程度ということで、影響は軽微であると考えております。

最後に、周辺同意の取得状況でございます。

事業者は、産業廃棄物処理施設設置時に、敷地に隣接する土地・建物所有者から同意を取得し、土地建物の占有使用者からは、同意を取得するとともに協定を締結しております。

また、事業者は、周辺自治会であります遠矢浜自治会及び吉田町自治会から同意を取得するとともに、協定を締結しております。

第3号議案と同様、今回の一般廃棄物処理施設への転用にあたっては、新たな同意の取得等は求めておりませんが、事業者は再度、これら同意取得先に対し説明を行っており、特に意見はなかったと聞いております。

説明は以上でございます。

○加藤会長

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、第4号議案、一般廃棄物処理敷地の位置について、兵庫区遠矢浜町、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長

ありがとうございます。

(第5号議案 一般廃棄物処理場の敷地の位置について 西区見津が丘6丁目)

○加藤会長

そうしましたら、第5号議案に移らせていただきたいと思います。

第5号議案、西区見津が丘6丁目の一般廃棄物処理場の敷地の位置について、事務局お願いします。

○熊田建築安全課長

では、議案計画書の12ページをお開きください。

第5号議案、一般廃棄物処理施設の敷地の位置、西区見津が丘6丁目についてご説明をいたします。

前面スクリーンをご覧ください。

設置手続でございますが、先ほどの第3号議案、第4号議案と同一ですので、説明は省略をさせていただきます。

本事業者は、平成24年10月、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく産業廃棄物処理施設の許可を取得し、現在、産業廃棄物処分業の許可を申請中でございます。

第4号議案でも説明させていただきました「産業廃棄物に該当する木くず」の破碎施設については、工業地域または工業専用地域に設置をする場合、その処理能力が1日あたり、100トンを超える場合に、建築基準法第51条ただし書き許可の対象となっております。

木くずの破碎施設は、当初、産業廃棄物処理施設として計画をしており、その処理能力が1日あたり46.4トンであるため、建築基準法第51条ただし書き許可の対象ではございませんでした。

また、木くずの切削施設は、処理方法が破碎でないため、許可の対象ではありませんでした。

今回、新たな計画といたしまして、処理品目に一般廃棄物に該当する木くずを追加し、その処理能力が1日あたり5トン以上であるため、両施設とも許可の対象となるものでございます。

議案計画書12ページをご覧ください。あわせて前面スクリーンをご覧ください。名称は「一般廃棄物処理施設」、位置は西区見津が丘6丁目、面積は約0.2ヘクタールでございます。施設概要は「一般廃棄物に該当する木くず」の破碎施設、処理能力1日あたり46.4トン及び「一般廃棄物に該当する木くず」の切削施設、処理能力1日あたり42.4トンです。事業者は株式会社萩原林業でございます。

議案計画図11ページ、あわせて前面スクリーンをご覧ください。

位置図でございます。敷地は神戸電鉄木津駅の南側、山陽自動車道神戸西インターチェンジの北側、西区の複合産業団地内にあり、赤色で表示しております。

用途地域図でございます。敷地及び敷地の周辺は、工業専用地域に指定されております。土地利用現況図でございます。赤線で敷地を表示しております。青色で表示してござい

すのは「工場」です。敷地周辺は全て工場の土地利用となっております。

次に、配置図でございます。敷地境界線を青線に表示しております。敷地の北寄りの建屋内に破砕機等の設備が設置されており、「一般廃棄物に該当する木くず」の破砕・切削処理を行うものでございます。

平面図でございます。敷地の南部分の出入り口より、木くずを搬入します。搬入した木くずは分別し、破砕施設、または切削施設で処理した後、それぞれ処理後物保管場所に保管し、車で搬出をいたします。

処理工程図でございます。処理工程のフローと施設の写真を示しております。作業は全て屋内で行われます。木くずを搬入し、計量後、処理前物保管場所である原料ヤードで製紙原料として使用できるものと、それ以外のものに分別をいたします。製紙原料として使用できるものは切削施設で処理し、製紙用チップ、または製紙用ダストといたします。それ以外のものは、燃料の原料として破砕施設で処理し、燃料用チップ、または燃料用ダストといたします。

議案計画書の12ページをご覧ください。

「理由」でございます。当施設は産業廃棄物処理施設の設置許可を受け、事業者が「産業廃棄物に該当する木くず」等を破砕または切削処理し、再利用する予定ですが、このたび既存施設を用い、処理品目に公園管理等に伴い発生する「一般廃棄物に該当する木くず」を追加し、再利用を図るものでございます。当敷地は、工業専用地域に位置し、周辺は工場等の土地利用となっており、その敷地の位置が都市計画上支障がないと考えられるものでございます。

続きまして、立地審査会での審査経緯、生活環境影響調査結果の概要、周辺同意取得状況につきまして、環境局から説明させていただきます。

○北山環境局事業系廃棄物対策室施設担当課長

それでは、前面スクリーンをご覧ください。

本案件につきましては、第3号議案及び第4号議案と同様に審査を行っております。立地審査会は平成24年9月10日に開催し、事業計画案等について審査を行い、立地禁止区域に該当しないことなどを確認し、廃棄物の処理に係る申出書の手続に入ることを承認しております。

次に、平成24年11月5日に立地審査会幹事会を開催し、環境影響調査結果等を審査した結果、適切であることを確認しましたので、建築基準法第51条許可申請の手続に入ることを承認いたしました。

続いて、環境影響調査結果の概要についてご説明いたします。

第3号議案及び第4号議案と同様、本案件につきましても、産業廃棄物処理施設の一般廃棄物処理施設への転用であり、既設の能力内で処理を行い、環境への負荷の増加はないことから、新たな生活環境影響調査は求めておりません。

株式会社萩原林業につきましては、平成24年5月に、当施設の産業廃棄物処理施設設置許可申請を行った際に、敷地内の全ての施設を対象に環境影響調査を実施しておりますので、ここでは、その内容をお示しいたします。

調査項目は、大気質、騒音、振動、その他で、あわせて交通量についても評価しております。

まず、大気質でございます。大気質につきましては、搬入出車両による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について予測・評価を行っており、いずれも環境保全の目標を満足しております。なお、搬入出車両は最大稼働時を想定して、1日あたり60台としております。

次に、騒音でございます。騒音につきましては、施設稼働及び搬入出車両、いずれについても環境保全の目標を満足しております。

次に、振動でございます。振動についても、施設稼働及び搬入出車両、いずれについても環境保全の目標を満足しております。

交通量につきましては、搬入出車両台数は往復で60台と、押部谷町木見の市道の現況12時間交通量約4,000台の1.5%程度でございます。影響は軽微であると考えております。

最後に、周辺同意の取得状況です。事業者は、産業廃棄物処理施設設置時に、敷地に隣接する土地・建物所有者から同意を取得するとともに、協定を締結しております。なお、周辺同意の対象となる自治会等はございません。

第3号議案及び第4号議案と同様、今回の一般廃棄物処理施設への転用にあたりましては、新たな同意の取得等は求めておりませんが、事業者は再度、同意取得先に対し説明を行っており、特に意見はなかったと聞いております。

説明は以上でございます。

○加藤会長

ただいまの事務局からのご説明につきまして、何かご質問、コメントございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第5号議案、一般廃棄物処理施設の敷地の位置について、西区見津が丘6丁目、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長

ご異議ございませんので、第5号議案は、原案どおり承認して市長に答申するというようにさせていただきますと思います。

以上をもちまして、議案等の説明は終了ということでございます。これで閉会とさせていただきます。皆さんご協力ありがとうございました。